

第 18 回 庁 議 要 旨

日 時：平成 23 年 9 月 19 日（月）

午後 3 時

会 場：庁議室

【報告事項】

1 石巻市事業見通しの策定について（企画部総合政策課、総務部財政課、復興対策室）

総合計画実施計画については、平成 23 年 5 月 19 日開催の庁議において、H24 以降の事業について復興基本計画と調整しながら判断するとして、白紙とすることとしたが、復興基本計画の策定を間近に控え、関連事業が示される予定であることから、総合計画に基づく事務事業及び復旧・復興事業に係る事務事業を含めた今後 3 年にわたる事業見通しを策定することとした。

(1) 事業見通し策定方針

- ・平成 24 年度から平成 26 年度までにおいて取り組む予定の事務事業について示す。
- ・震災復興基本計画に基づく復旧・復興に関する事業を優先的に採択する。
- ・総合計画に基づく建設事業、リーディング事業及び新規事業は、事業の緊急性、重要性が高いと認められるものを除き、原則として採用しない。
- ・震災復興基本計画及び総合計画において重複する事業については、震災復興基本計画に基づく事業として扱うこととする。
- ・事業見通し策定に当たっては、財政収支予測との整合を図る。
- ・事業費については、策定の作業時における概算値を設ける。
- ・財源については、策定の作業時において利用可能な制度や創出が予定される制度による財源等を参考にする。
- ・財源等については不透明な要素を多分に含むことから、事業見通しで示した事業であっても、財源の確保が適わないときなどは実施しない場合があり得る。

(2) 今後の予定

- ・関係部等への照会（9 月下旬）
- ・ヒアリングの実施（10 月上旬～下旬）
- ・企画部、復興対策室において、集計、調査、策定作業を実施（10 月中）
- ・市長査定の後、11 月下旬を目標に事業見通しを策定
- ・策定後公表（公表時期は検討）

2 平成 24 年度予算編成に係る基本的な考え方と方向性について（総務部財政課）

平成 24 年度においては、復旧・復興に向けた施策展開が求められており、それに対し、今後当面続くと予想される市税の減少や市債残高の急増に伴う公債費負担の増、生活保護費を中心とする扶助費の増加に対する対応のため、経常的経費の削減や合理化及び施策の厳しい選択を行う必要があり、平成 24 年度予算編成に係る基本的な考え方と方向性を早期に示し、職員への趣旨の周知徹底を図るものである。

(1) 基本的方向性

- ア 徹底した復興事業へのシフトと重点化を基本に、事務事業全体を大胆に見直し、可能な限り財源と人材を復興事業へ集中させる。
- イ 震災復興基本計画に基づく事業を最優先に実施し、総合計画に基づく事業については「事業見通し」を策定する中で調整する。
- ウ 自主財源である市税収入の激減に対応した歳入の確保と併せ、経常的経費の大幅な削減、合理化及び施策の厳しい選択による復興財源捻出対策を実施する。

- エ 震災復興基本計画に基づく新規事業及び制度改正並びに事務移譲により義務化されるものを除き、新規事業は原則認めない。

(2) 具体的対応策

- ア 経常的経費(義務的経費を除く)については、対前年度当初予算比で 10%削減(一般財源ベース)を実施する。
 - イ 人件費については一定割合削減する。
 - ウ 災害復旧事業については、震災復興基本計画に基づき実施する。
 - エ 普通建設事業については、震災復興基本計画に基づく事業及び継続中の国県補助事業を除き、原則実施しない。
 - オ 事務事業の合理化、施策の選択については、行財政改革を進める中で決定する。
 - カ 各部管理施設のうち休止している施設については、各部において、予算編成の基本的方向性を踏まえ運用再開、休止等を決定する。
- ※予算編成方針については、策定までさらに検討を加え、10月の庁議で具体的対応策を最終審議する。

3 平成 23 年度固定資産税及び都市計画税における津波被害を受けた土地・家屋の課税免除に係る対象区域の指定について(生活環境部税務課課税管理室)

震災による被害が甚大であることから、本市として平成 23 年 6 月 28 日に「東日本大震災に伴う石巻市市税の減免に関する条例」を新設し、被災の程度により固定資産税及び都市計画税を減免する予定であったが、国において地方税法の附則が改正され、津波被害を受けた区域の土地、家屋に係る平成 23 年度分の固定資産税及び都市計画税が課税されないこととなり、それに伴い、国の基準に従って津波被害による課税免除区域を指定することとした。

(1) 主な内容

- ・国が示した基準に基づき、地番により区域を指定する。
- ・半島部や旧市の日和山、牧山周囲の傾斜地は浸水域境を現地調査により確定
- ・周辺平坦部は字ごとに浸水割合を判定
- ・農地はがれき流入等による耕作放棄地のほか除塩事業実施区域を対象に筆単位で認定
- ・課税免除区域から外れた境界部については、個別被害状況に応じた災害減免を適用

(2) 今後の予定

- ・9月末までに課税免除区域を指定

4 平成 24 年度市立保育所の入所募集について(福祉部子育て支援課)

震災により市内の多くの保育所が被災しているが、平成 24 年度については、保育実施が可能な施設において入所募集を行うこととした。

(1) 募集時期 平成 23 年 10 月 1 日～10 月 12 日

(2) 募集が不可能な施設

- ・門脇保育所、湊保育所、渡波保育所、はまなす保育所、牡鹿第一保育所、牡鹿第二保育所

5 石巻市大指林業者生活改善センターの指定管理者による管理について(北上総合支所地域振興課)

同施設は震災後、市長の管理とし、指定避難所として被災住民の受け入れを行ってきたが、7 月 15 日に避難所が閉鎖されたことに伴い、市長の管理から指定管理者による管理に変更した。

(1) 指定管理者 大指契約会

(2) 指定管理の業務を始める日 平成 23 年 9 月 1 日

[その他]

1 休日における災害業務対応について(総務部長)

休日における災害業務の今後の対応について、10月も現行どおり（土曜、祝日は閉庁、日曜は午前9時から午後1時まで）実施することとした。なお、各総合支所については9月の実績を見て、対応を検討する。

※市立病院から第6回臨時庁議で継続審議となっていた「石巻市立病院再建プランについて」の審議について緊急提案があり、審議することとなった。

[審議事項（継続審議事項）]

1 石巻市立病院再建プランについて =継続審議=（市立病院）

震災による被害で壊滅的被害を受けた石巻市立病院の再建について、当初、財政的見地から「現地復旧」による再建を目指すこととしていたが、その後、国から現地復旧以外でも災害復旧対象とする旨の見解が示されたことから、市として移転による再建プランを定めるもの。

このプラン内容が県の復興会議に示されており、その委員からの変更意見がない場合は、石巻市としての再建プランとすることを了承した。

(1) 主な内容

- ア 石巻市立病院は、現地復旧せず移転新築（仮設病院は建設しない）
- イ 当面の雇用確保の課題を解消するため、石巻赤十字病院が増床整備する仮設病院に、市立病院スタッフを市職員の身分のまま派遣
- ウ 移転新築後の（新）市立病院は、救急医療機能を維持しつつ「市民に開かれた病院」として、石巻赤十字病院との相互連携により石巻医療圏における役割を果たしていく
- エ 両病院の連携のもと、地域全体の研修体制の充実により、医師にとって魅力的な研修環境を提供する

以上